資料２

（公開用）

令和８年度第２四半期の原子力規制検査等の結果
（核物質防護関係）

令和８年11月12日
原 子 力 規 制 庁

１．趣旨

本議題は、令和８年度第２四半期に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく原子力規制検査等[1]（核物質防護関係）の結果について報告するものである。

２．原子力規制検査（核物質防護関係）の実施結果

（１）検査の実施状況

原子力規制事務所が中心に実施する日常検査を計画に従い実施した。

本庁が中心に実施するチーム検査を 28 件実施した。チーム検査の実績は別紙１のとおり。

（２）検査指摘事項

検査指摘事項に該当するものは下表のとおり２件確認された。詳細は別紙２のとおり。

当該期間における検査指摘事項

No.	件名	概要	重要度[2] 深刻度[3]
実用発電用原子炉			
１	東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）	個人の信頼性確認の有効期間が経過した状態で防護区域に入域したもの。※	緑 SL Ⅳ
核燃料施設等			
２	三菱電機株式会社電子通信システム製作所における核物質防護事案（物理的防護）	外部接続パソコンで核物質防護秘密を含む電子ファイルを取り扱い、また、必要な機密性を確保せず核物質防護秘密を含む文書を持ち出したもの。※	追加対応なし SL Ⅳ

※　是正措置済み。

（３）安全実績指標（PI）について

[1] 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の２の２第１項に規定する検査及び第 64 条の３第７項に規定する検査をいう。後者の検査については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第２号）第 18 条の２第１項第４号に規定する検査（核物質防護検査）を対象とする。

[2] 重要度：検査指摘事項が核物質防護に及ぼす影響について重要度評価を行い、実用発電用原子炉については、緑、白、黄、赤の４つに分類する。

[3] 深刻度：法令違反等が特定された検査指摘事項等について、核物質防護に係る重要度評価とは別に、意図的な不正行為の有無、原子力規制委員会の規制活動への影響等を踏まえ、４段階の深刻度レベル（SL: Severity Level）により評価する。

令和８年度第２四半期の実用発電用原子炉施設及び核燃料施設等の PI[4] については、核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を除き原子力規制委員会のホームページに掲載する。

（４）その他

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護秘密情報の不適切な取扱いに係る追加検査については、令和８年度第 20 回原子力規制委員会臨時会議（令和８年７月９日）において追加検査の状況及び今後の対応について報告した。東京電力による類似事象に係る調査において、本社、柏崎刈羽原子力発電所、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所で核物質防護秘密の不適切な取扱いが複数確認されたことから、現在東京電力において改めて類似事象に係る調査が実施されているところであり、追加検査において当該調査の実施状況等を継続して確認している。

３．東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査の実施結果

令和８年度東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における実施計画検査の実施に係る計画に基づき、核物質防護検査を実施したところ、実施計画違反はなかった。

別紙１　年間検査計画に対する原子力規制検査（チーム検査）（核物質防護関係）の実施状況

別紙２　原子力規制検査（核物質防護）の検査指摘事項

[4] 第２四半期の安全実績指標（PI）については、令和８年 11 月 14 日までに事業所から提出される予定。

別紙１

年間検査計画に対する原子力規制検査（チーム検査）（核物質防護関係）の実施状況

○　チーム検査の実績

	令和８年度			
	第１四半期（実績）	第２四半期（実績）	第３四半期（予定）	第４四半期（予定）
物理的防護	JAEA大洗(試験炉) JAEA大洗(使用施設) 原燃再処理① 原燃再処理② 近畿大学(試験炉) 近畿大学(使用施設) JAEA原科研(試験炉) JAEA原科研(使用施設) 大飯 柏崎刈羽 三菱電機	原燃廃棄 原燃MOX 三菱電機① 三菱電機② NFD RFS 玄海 MHI 京都大学(試験炉) 京都大学(使用施設) 島根 JAEA人形峠(使用施設) JAEA人形峠(加工施設) 三菱原燃 東芝(試験炉) 東芝(研究炉) GNF-J NMCC東海 柏崎刈羽	JAEAもんじゅ 東通 女川 核サ研使用 NMCC六ヶ所 原燃濃縮・埋設 泊 伊方 大間 敦賀 志賀 浜岡 柏崎刈羽 JAEA大洗(試験炉) JAEA大洗(使用施設) 原燃工東海 美浜 高浜 東海第二 JAEA原科研(試験炉) JAEA原科研(使用施設) 福島第二 JAEAふげん 川内	原燃工熊取 大飯 核サ研再処理
情報システム防護	女川 原科研(試験炉) 原科研(使用施設) 東海第二	敦賀 柏崎刈羽 浜岡 MHI 東通 京都大学(試験炉) 京都大学(使用施設) 大飯 三菱原燃	高浜 島根 浜岡 大飯 川内 志賀 美浜 原燃再処理 福島第二	伊方 泊 玄海 核サ研再処理

別紙２

１．東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）

（１）事案概要

ア　原子力規制庁の確認日　令和８年９月 11 日

イ　原子力規制委員長及び各委員への報告日　令和８年９月 15 日

ウ　検査期間　令和８年９月 16 日から 18 日（チーム検査）

エ　内容

○　令和８年９月 10 日、柏崎刈羽原子力発電所関係者から原子力規制事務所の原子力検査官に対し、

・　福島第一原子力発電所から柏崎刈羽原子力発電所に転勤した社員に関して、個人の信頼性確認有効期限の設定に誤りがあり、入域管理システム履歴により、有効期限が満了した状態で防護区域に入域していたことが判明した。

旨の報告があった。

○　本件を受け、令和８年９月 16 日から 18 日までの間に原子力規制検査（チーム検査）を実施し、以下の事実を確認した。

・　令和８年８月 28 日、他事業者で個人の信頼性の有効期限切れ入域事案があったことを鑑み、個人の信頼性確認業務を担当する委託作業員が、類似事象の有無について、個人の信頼性確認の更新申請に係る書類を確認していたところ、対象者の個人の信頼性確認有効期間の設定に誤りがあることを認知したこと。

・　対象者は令和２年 10 月 19 日に福島第一原子力発電所で個人の信頼性確認を受検して合格し、その有効期間内である令和６年７月 25 日に柏崎刈羽原子力発電所において個人の信頼性確認を受検し、同年７月 30 日に承認されたこと。

・　対象者の個人の信頼性確認有効期間は、個人の信頼性確認に必要な個人情報の一部を福島第一原子力発電所から提供されていることから、福島第一原子力発電所で合格した有効期間が引継がれるため、令和７年 10 月 18 日（個人の信頼性確認の承認日から５年後）とされるべきところ、担当者のシステム入力ミスによって、新規登録扱いとなり、個人の信頼性確認の有効期間が令和 11 年７月 29 日と設定された。

・　対象者の防護区域への入域履歴を確認したところ、確認可能な期間において、信頼性確認有効期間が満了した状態で 15 回入域させていたこと。

・　対象者以外に誤った個人の信頼性確認有効期間が設定された者が６名いたが、防護区域に入域した事実はなかったこと。

・　柏崎刈羽原子力発電所は、事案認知後、速やかに本人または元請企業に対して「信頼性有効期間が誤っていた」旨を連絡するとともに、防護区域へ入域する必要がある者については、改めて個人の信頼性確認を受検するよう求めた。対象者は令和８年６月 24 日付けで転勤していたが、転勤してから連絡を受けるまでの間について、他発電所の防護区域へ入域した事実はなかったこと。

・ 個人の信頼性確認の申請者情報の入力ミスの原因として、個人の信頼性確認の判定や有効期間開始日の日付などを入力するという単純作業であったため、入力ミスが起こることを想定しておらず、入力後のダブルチェックや入力ミスを防止する工程を規定した手順書が存在しなかったことが明らかとなった。

オ　該当条文等

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 91 条第２項

○　第５号（防護区域等への人の立入り）

防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。

イ　業務上防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に常時立ち入ろうとする者については、（略）立入の必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する証明書等を発行し、当該立入りの際に、当該証明書等を所持させること。

○　第 28 号（個人の信頼性確認）

証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を受けようとする者について、次に掲げる措置を講ずること。

イ　次に掲げるところにより、あらかじめ、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについての確認を行うこと、（以下、略）

カ　再発防止策

事業者は、再発防止策として以下の措置を実施した。

○　個人の信頼性確認の担当窓口においては、原子力入構者管理システム入力時及び入力後のダブルチェックなど確認を徹底する暫定措置を実施すること。

○　今後、手続上の問題点を改善した手順書を整備するとともに、原子力入構者管理システムの改修を検討すること。

（２）重要度の評価
緑

（３）深刻度の評価
ＳＬⅣ（通知なし）

２．三菱電機株式会社電子通信システム製作所における核物質防護事案（物理的防護）

(1)　事案概要

ア　原子力規制庁の確認日　令和８年７月 31 日

イ　原子力規制委員長及び各委員への報告日　令和８年７月 31 日

ウ　検査期間　令和８年７月 21 日から 23 日、同年８月５日から７日

エ　内容

〇　原子力規制庁の原子力検査官は、令和８年７月 21 日から 23 日まで、三菱電機株式会社電子通信システム製作所（以下「事業所」という。）に対して原子力規制検査を実施し、以下の事実を確認した。

・　核物質防護秘密が含まれる可能性のある複数の電子ファイルが、社内イントラネット上に保存されていたこと。

・　核物質防護秘密が含まれる可能性のある文書（紙媒体）が、社内メール便で東京本社へ送達されていたこと。

〇　これを受け、原子力規制庁から事業所に対し、当該電子ファイル及び文書（紙媒体）に係る核物質防護秘密への該当性の確認を求めたところ、同年７月 31 日、事業所より、いずれも核物質防護秘密に該当する旨の報告を受けた。

〇　当該報告を踏まえ、同年８月５日から７日まで改めて原子力規制検査を実施し、以下の事実を確認した。

（電子ファイルの取扱い）

・　事業所において、核物質防護秘密に係る作業担当者（以下「実務担当者」という。）と情報管理責任者が、同一人物により兼務されていること。

・　情報保護区域は、実務担当者の執務室から離れている場所に設定されていること。また、同区域は狭あいな環境であること。

・　事業所の下部規程では、やむを得ない理由がある場合、情報保護区域外のパソコンの使用を許容する旨の特例措置が規定されていること。

・　実務担当者は、所定の承認を得た上で、個人貸与された Wi-Fi 接続可能なパソコンを使用し、核物質防護秘密に関連する文書を作成していたこと。併せて、作成した電子ファイルを社内共有サーバーへ保存することについても承認を得ていたこと。

・　実務担当者が個人貸与のパソコンから当該電子ファイルにアクセスする際は、臨時の情報保護区域として設定した会議室などで行われていたこと。
・　事業所において、令和８年３月の社内イントラネット運用開始に伴い、社内共有サーバー上の複数の電子ファイルをイントラネットへ移行していたこと。
・　当該電子ファイルには核物質防護秘密が含まれていること。
しかし、当該電子ファイルについて「完成文書ではない」と認識していたことから、下部規程に基づく核物質防護秘密の指定及び登録を行っていなかったこと。このため、電子ファイルを修正する際にも、修正前の元ファイルをそのまま保存するなどし、結果的に同一又は類似の内容を含む電子ファイルが蓄積され、ファイル数が増加したこと。
・　当該電子ファイルへのアクセス権限は、秘密保持義務者のうち特定の者に限定されていたこと。
・　実務担当者のパソコンはデータレス仕様であり、電子ファイルの作成及び保存はイントラネット上に限定されていたこと。
・　イントラネット上の電子ファイルは一定のセキュリティ対策が講じられていたこと。
・　これまでのところ、秘密の漏えい及び紛失は確認されていないこと。

（紙媒体の取扱い）

・　下部規程において、核物質防護秘密を含む文書（紙媒体）の送達は、携行するなど機密性を確保する手段による旨を定めていること。
・　事業所においては、社長決裁を得る目的で、核物質防護秘密に関連する文書（紙媒体）を東京本社へ送達していたこと。
・　当該文書には核物質防護秘密が含まれていたこと。しかし、「完成文書ではない」と認識し、これを理由に下部規程に基づく指定及び登録を行っていなかったこと。
・　東京本社への送達にあたっては社内メール便を利用し、実務担当者が封入後、委託業者により事業所内メールセンターで仕分け及び施錠の上、配送されていたこと。
・　東京本社到着後は、秘密保持義務者である宛先人が所定の手続き

を行った上、往路と同様に施錠された社内メール便で実務担当者へ返送していたこと。

・　社内メール便は配送状況の追跡が可能であったこと。

オ　該当条文等

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 83 号）第 14 条の３第２項

○　第 19 号（秘密の管理）

特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないように管理すること。（以下略）

カ　再発防止策

事業者は、再発防止策として、以下の措置を実施した。

○　イントラネット上の当該電子ファイルを抹消したこと。

○　情報管理責任者を実務担当者から別の幹部社員に変更したこと。

○　下部規程について、審査基準と乖離していた以下の事項を改正したこと。

・　核物質防護秘密を含む電子ファイルの使用を情報保護区域内の外部接続のないパソコンに限定し、特例措置を廃止した。

・　核物質防護秘密を含む電子ファイル及び紙媒体について、速やかに指定及び登録を行うための手順を定めた。

・　原則として核物質防護秘密を含む紙媒体の東京本社への送達を禁止し、例外的な持ち出しは秘密保持義務者の携行に限定した。

○　狭あいで実務担当者の執務室から遠い現状の情報保護区域の再構築・再配置を次年度計画に組み入れたこと。

(2)　重要度の評価

追加対応なし

(3)　深刻度の評価

ＳＬⅣ（通知なし）